1. 北朝鮮が、理事会の関連する決議に違反し、甚だしく無視して、二千十六年一月六日に核実験を実施したことを最も強い表現で非難するとともに、さらに、弾道ミサイル技術を使用し、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）及び第二千九十四号（二千十三年）の深刻な違反である二千十六年二月七日の北朝鮮の発射を非難する。

2. 北朝鮮が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験又はその他のいかなる挑発もこれ以上実施せず、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を停止し、及びこの文脈において、ミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再度確認するとの決定を再確認するとともに、北朝鮮がこれらの義務を直ちにかつ完全に遵守することを要求する。

3. 北朝鮮が、全ての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄するとともに、全ての関連する活動を直ちに停止するとの決定を再確認する。

4. 北朝鮮が、その他の全ての既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄するとの決定を再確認する。

5. 全ての加盟国が、決議第千七百十八号（二千六年）8（c）の規定に従って、核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器に関連する品目、資材、機材、物品及び技術の提供、製造、維持又は使用に関する技術訓練、助言、サービス又は援助の、北朝鮮に対する自国民による若しくは自国の領域からの又は北朝鮮からのその国民による若しくはその領域からの、あらゆる移転を防止することを再確認するとともに、この規定は、北朝鮮がその他の加盟国との間で、衛星の発射又は宇宙発射体と称されたとしても、弾道ミサイル技術を使用した発射に関するいかなる形態の技術協力を行うことも禁止していることを強調する。

6. 決議第千七百十八号（二千六年）8（a）の措置は、全ての武器及び関連物資（小型武器及びその関連物資を含む。）並びにこれらの武器及び関連物資の提供、製造、維持又は使用に関する金融取引、技術訓練、助言、サービス又は援助にも適用されることを決定する。

7. 決議第千七百十八号（二千六年）8（a）、8（b）及び8（c）の規定により課され、決議第千八百七十四号（二千九年）9及び10の規定により拡大された義務は、所有又は管理が移転されるかにかかわらず、修理、整備、改装、試験、リバース・エンジニアリング及びマーケティングを目的とする北朝鮮に対する又は北朝鮮からの品目の輸送に適用されることを確認するとともに、決議第千七百十八号（二千六年）8（e）の規定に定める措置は、この規定に定める活動を実施する目的で渡航するいかなる個人にも適用されることを強調する。

8. 決議第千七百十八号（二千六年）8（a）及び8（b）の規定により課された措置は、北朝鮮の軍隊の運用能力の発展又は北朝鮮外の他の加盟国の軍隊の運用能力を支援する若しくは強化する輸出に直接貢献すると国が決定する場合には、食料及び医薬品を除くあらゆる品目に適用されることを決定するとともに、この規定は、以下のいずれかの場合には、当該品目の供給、販売若しくは移転又はその調達には適用が停止されることを決定する。

（a）国が、このような活動が専ら人道的目的又は専ら生計目的のものであり、北朝鮮の個人又は団体が収入を生み出すために用いられず、かつ、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）又はこの決議により禁止されるいかなる活動にも関連しないと決定する場合であって、当該国がそのような決定を委員会に事前に通知し、そのような他の目的のための品目の転用を防止するためにとられる措置を通知するとき、

（b）委員会が、特定の供給、販売又は移転が決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）又はこの決議の目的に反しないことを個別の案件に応じて決定した場合。

9. 決議第千八百七十四号（二千九年）9の規定が各国に対して、武器及び関連物資の提供、製造、維持又は使用に関する技術訓練、助言、サービス又は援助の北朝鮮からの調達を禁止することを要求していることを想起するとともに、この規定は、各国が、軍事、準軍事又は警察関連の訓練の目的で、訓練者、助言者又はその他の職員の受入れに関与することを禁止していることを明確にする。

10. 決議第千七百十八号（二千六年）8（d）の規定に定める措置は、この決議の附属書Ⅰ及びⅡに記載される個人及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動するいかなる個人又は団体並びにそれらにより所有され又は管理される団体（不正な手段を通じたものを含む。）にも適用されることを決定する。

11. 決議第千七百十八号（二千六年）8（e）の規定に定める措置は、この決議の附属書Ⅰに記載される個人及びそれらの代理として又はそれらの指示により行動する個人にも適用されることを決定する。

12. 決議第千七百十八号（二千六年）8（d）に規定する「経済資源」には、船舶（海洋船舶を含む。）のようなあらゆる種類の資産（資金、物品又はサービスを得るために用いられるものであって、有形又は無形、動産又は不動産、実在の又は潜在的なものかを問わない。）が含まれることを確認する。

13. 加盟国が、北朝鮮の外交官、政府の代表又は北朝鮮政府の立場で行動するその他の北朝鮮国民が、指定された個人若しくは団体又は制裁回避を支援し若しくは決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）若しくはこの決議の規定に違反する個人若しくは団体の代理として又はそれらの指示により行動していると決定する場合には、当該加盟国は、適用可能な国内法及び国際法に従い、北朝鮮への送還を目的としてその個人を自国から追放することを決定するとともに（ただし、この規定は、国際連合の業務を実施するために北朝鮮政府代表者が国際連合本部又は他の国際連合の施設に移動することを妨げるものではない。）、この規定は、（a）司法手続の実施のためにその個人の存在が必要な場合、（b）専ら医療、安全若しくはその他の人道的目的のためにその個人の存在が必要な場合、又は（c）その個人の退去が決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）及びこの決議の目的に反すると委員会が個別の案件に応じて決定した場合には、特定の個人には適用されないことを決定する。

14. 加盟国は、自国の国民でない個人が、指定された個人若しくは団体の代理として若しくはそれらの指示により活動を行っている、又は制裁回避を支援し若しくは決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）又はこの決議の規定に違反していると決定する場合には、司法手続の実施のため若しくは専ら医療、安全若しくはその他の人道的目的のためにその個人の存在が必要な場合又はその個人の追放が決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）又はこの決議の目的に反すると委員会が個別の案件に応じて決定した場合を除き、適用可能な国内法及び国際法に従い、国籍国への送還を目的としてその個人を自国から追放することを決定する（ただし、この規定は、国際連合の業務を実施するために北朝鮮政府代表者が国際連合本部又は他の国際連合の施設に移動することを妨げるものではない。）。

15. 決議第千七百十八号（二千六年）8（d）並びに第二千九十四号（二千十三年）8及び11の規定により課される義務を履行する結果として、全ての加盟国が、指定された団体の代表事務所を閉鎖し、そのような団体及びそのために、又は代理として行動する個人又は団体が直接的又は間接的に合弁企業又はその他のいかなる商業取決めにも参加することを禁止することを強調するとともに、そのような事務所の代表者が北朝鮮国民である場合には、各国は、決議第二千九十四号（二千十三年）10の規定に従って、適用可能な国内法及び国際法に従い、北朝鮮への送還を目的としてその個人を自国から追放することが必要とされることを強調する。

16. 北朝鮮が、関連する安保理決議により課される措置に違反する目的で、フロントカンパニー、シェルカンパニー、合弁企業及び複雑かつ不透明な所有構造を頻繁に使用することに留意するとともに、この関連で、委員会に対し、パネルの支援を得つつ、そのような行為に関与する個人及び団体を特定し、適切な場合には、決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）及びこの決議により課される措置の対象に指定するよう指示する。